

くみあいニュース

山口大学教職員組合 (2026年2月19日 Thursday)

第308号 (2024年度-第20号) / 電話: 083-933-5034・メール: fuy-union@galaxy.ocn.ne.jp

あり得ぬ、あってはならぬ山大的9/29人勧対応方針 ～予算増があっても病院赤字補填優先で給与据え置き?～

今年2月4日(水)におこなった給与引上げを求める団体交渉(ニュース前号参照)の場で山口大学が、文科省から予算措置があった場合に「病院の赤字補填を最優先する必要がある」との人事院勧告に伴う給与改定方針を、すでに昨年9月29日開催の人事委員会で確認していたことが明らかになりました。



しかし、11月11日開催の第272回教育研究評議会で示された人勧対応方針資料では、上記の“病院の赤字補填最優先”は削除され、一方で、人事委員会では言及されていない「R8年度においても、人事院勧告は実施しない」という重大な方針が追加されています。なお、人事委員会資料では、R10年(2028年)3月に預金残高が寄付金残高を下回ることが確認されたことを人勧据え置きの理由としていますが、これは二重にも三重にも、不可解かつ不当なものです。

そもそも、これまで公に示されていたのは、11月11日の教育研究評議会に出された「R7年度人事院勧告に伴う対応方針」です。そこでは、3つの要因(①補正予算配分、②運営費交付金、③診療報酬引き上げ)の状況により「再検討を行う場合がある」としてはいますが、9月末には予算がきても給与には回さないことを決めていたというのはいったいどういうことでしょうか。

実際にはその後、12月1日に補正予算で5億5千万円が山口大学に交付されることが文科省から通知されており、この1点だけでも財政状況に大きな(少なくとも一定の)改善が見込まれることになっています。それだけでなく、法人化後初となる運営費交付金増額(2026年度)、診療報酬引き上げ(人件費関連は2026年6月改定見込)等も明らかになっています。高市首相による突然の衆議院解散総選挙のため、来年度の予算案審議等は遅れていますが、これらがすべて無に帰することは無いというのが大方の見方でしょう。

他大学の人勧対応方針は? 最低のケースで「2026年4月実施」

中四国地区各大学での人勧対応状況は、岡山大学・広島大学・愛媛大学は完全実施、鳥取大学・高知大学は山口大学同様、交渉中との情報が入っています。全国的には北海道大学等29大学で完全実施(国立高専機構も完全実施)、九州大学(2026年1月実施)など5大学で不完全実施ですが、最低でも「2026年4月実施」のレベルです。山口大学のように「2025年度も2026年度も不実施」という大学はありません。

※他大学の状況は裏面へ! (全大教調査等による/26.2.12時点)

「国立大学等:運営費交付金の増額を！」

全大教による Change.org 署名にご協力ください!

— 研究費不足、人件費不足、授業料引き上げの問題を解決するために —

全大教(全国大学高専教職員組合)は、2月10日付けで標記のオンライン署名を立ち上げました。

署名の主旨は、多くの国立大学等が現在、財政難に直面し、このままでは質の高い教育研究を続けることができないこと、国立大学等の教育研究の維持・発展には、国から交付される運営費交付金の抜本的な増額が必要であることを呼びかけるものです。国立大学等の教育研究を未来につなぐために、この署名を広く呼びかけ、運営費交付金増額の訴えを全国的な動きへ繋げましょう!皆様のご協力をよろしくお願いします。

**署名はこちらから <<https://www.change.org/Zendaikyo20260210-20260531>>



学生のビラ配布原則禁止を許可制へ修正したものの意見続出

山口大学が、昨年11月18日の第9回教学委員会で提案した「山口大学学生細則」の一部改正案（ビラ配布原則禁止制導入案）は、12月16日開催の第10回教学委員会で「許可制」に変更提案されましたが、審議の結果、各学部から意見を出したうえで、再度審議することとされました。

そして、年明け1月20日に開催された第11回教学委員会では、人文学部等からの強い反対意見を含む様々な意見（当日配布資料の15ページ分）が寄せられたにもかかわらず、「本委員会でお認めいただいた後、2月10日開催予定の教育研究評議会に付議予定」として、一部改正案の強行を目論む提案が行われました。しかし、委員会では様々な疑問・懸念が出され（以下のとおり）、そうした意見を踏まえて再度継続審議となりました。

【各学部から出された主な懸念】

- ・「従来から原則禁止」とする説明に、大学全体の共通認識としての根拠が示されていない
- ・許可制導入による業務負担の増加や、従来の運用を規則化する妥当性への疑問
- ・許可制は、憲法で保障された表現の自由を侵害するおそれがある ・改正のタイミングが適切ではない
- ・恣意的な運用につながる危険性が高い ・学外者の営利目的配布は規制できず、制度として不整合
- ・学費値上げ反対運動への拙速で抑圧的な対応と受け取られかねない

学生・組合・良識ある教員の声の広がりが愚策強行を阻んだが しかし来年度以降の継続審議とすると 引き続き注視が必要！

その後、1月30日（金）午後5時から、学生有志の会代表の中村悠璃さんと葛崎偉教育・学生担当副学長との意見交換が行われたそうです。意見交換で葛副学長は、許可制とはするが不許可となるのはごく一部、例えば営利目的のものであるとか、特定宗教関係等であることを強調していたとのこと。意見交換は2時間半にも及んだそうですが、中村代表も決して譲ることなく、今回の大学案への反対を主張し意見交換を終えたとのこと。なおこれには、竹松学生支援センター長、湊学生支援部長が同席しました（中井学生支援課長陪席）。中村代表によれば、当日の教職員の同席は不可、録音不可、そして事前の出席者の連絡はなかったとのこと。



結局、2月10日の教育研究評議会には、学生の表現の自由を制限する「学生細則一部改正案」は審議事項として提案されず、伝えられるところによれば、葛副学長が評議員の問いかけに対して、改正案は次年度の継続審議事項としたいという趣旨の説明があったとのこと。しかし、「取り下げ」「廃案」ではなく「来年度以降の継続審議」が目論まれている模様ですので、今後の審議の行方を学生・教職員一人ひとりが注視する必要があります。また、次期教育・学生担当副学長に対して良識ある対応を求めることは欠かせません。
* 2月13日に葛副学長の動きがあったようですが、具体的には次号をお待ちください。

【各大学の人勧対応情報】全大教調査等 2026. 2. 12 時点判明分

①人勧準拠：2025. 4 月実施

北海道大、北教大、室蘭工業大、北見工大、岩手大、東北大、福島大、宇都宮大、信州大、東大、富山大、金沢大、福井大、名古屋大、岐阜大、三重大※、滋賀大、京都大、京都工繊大、滋賀県立大、大阪教育大、神戸大、岡山大、広島大、愛媛大、九工大、大分大、鹿児島大、国立高専機構 ※ボーナスは0.025か月分値切り

②人勧値切り

東京農工大・一橋大(2025. 12 月-)、九州大・宮崎大(2026. 1 月-)、埼玉大(2026. 3 月-)、

③人勧値切り※交渉中

鳥取大・熊本大学(2025. 12 月?-)、弘前大(2026. 1 月?-)、東京芸大・東京海洋大(2026. 4 月?-)、山口大(2027. 4 月?-それとも?)、